イ　前記免除後の残額が900千円を超える債権者については、平成23年から平成31年まで９年間に亘り、毎年３月末日に９分の１ずつに分割して弁済する。

第４節　弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、会社本社において行う。但し、管財人は、債権者の銀行口座等への振込による弁済を行うことができるものとし、債権者は管財人の求めに応じて銀行口座等を指定しなければならない。なお、この場合の振込費用は会社の負担とする。

２　放棄・取下債権の取扱

平成21年３月１日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下がなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱

更生担保権・更生債権の確定以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準とする。

一部譲渡又は移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する（免除額を按分負担した結果、免除後の金額が900千円以下となった場合であっても、第３章第３節２⑵アの規定を適用する。）。

４　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

５　早期弁済

会社の事業が更生計画以上に順調に推移し、予想超過事業収益金が計上された場合は、会社は前記の弁済期間の定めにかかわらず、まず共益債権たる退職金債権の繰り上げ弁済にあて、その後残債権についても順次繰り上げ弁済することができる。

第４章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

１　存続する担保権

⑴　担保権の存続

会社の財産上に存続する担保権のうち、別表10―１―１「存続する担保権一覧表（不動産）」、別表10―１―２「同（リース）」、別表10―１―３「同（株式）」記載の担保権は、更生計画認可決定後も各表の「新しい担保債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　根抵当権の元本確定

ア　別表10―１―１「同（不動産）」記載の担保権のうち、根抵当権の担保すべき元本は更生計画認可決定によって「新しい担保債権額」欄記載の額に確定する。

イ　同表記載の根抵当権者は、管財人からの要請があった場合は、当該根抵当権の元本確定登記の手続きを行う。なお、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

⑶　抵当権及び根抵当権に関する変更登記手続等

ア　別表10―１―１「同（不動産）」記載の担保権者は、管財人からの要請があった場合は、債権額又は極度額を、同表の「新しい担保債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続を行う。なお、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

イ　別表10―１―１「同（不動産）」整理番号１記載の担保権者は、管財人からの要請があった場合は、第３章第１節の定めに基づく弁済により更生担保権の残額が減少したときは、債権額又は極度額を、同表の「新しい担保債権額」欄記載の額から弁済額を控除した残額に減額するための変更登記手続を行う。なお、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

ウ　別表10―１―１「同（不動産）」記載の担保権者は、第３章第１節の定めに基づく弁済により更生担保権が消滅したときは、当該権利の抹消登記を行う。なお、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　存続しない担保権等

⑴　担保権の消滅

会社の財産上に存する担保権のうち、前記１の「存続する担保権」以外の担保権は、更生計画認可決定により消滅する。

⑵　根抵当権の抹消に関する登記手続

別表10―２―１「存続しない担保権一覧表（建物）」に記載された根抵当権の登記を有する者は、当該権利の抹消登記手続を行う。なお、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、この登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

３　工場財団を目的とする更生担保権

⑴　別表10―２―２「存続しない担保権一覧表（工場財団）」に記載の各担保権の目的物である工場財団（別表10―３「担保権の目的物一覧表（不動産）」物件番号１物件通称「三原工場財団」）を組成する同表下段記載の（機械器具等の部及び工作物の部）整理番号１ないし42の物件は、更生計画認可決定のときに財団より分離される。この分離により当該工場財団組成物件に設定されている担保権はすべて消滅する。

⑵　前記⑴の場合、管財人は当該工場財団組成物件の分離の登記手続を更生計画を原因証書として不動産登記法第63条１項に基づき単独申請により行うことができる。

なお、前記にかかわらず、当該担保権者は、更生計画認可決定がなされたときは当該工場財団組成物件についての分離の登記手続に同意し、当該分離の登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があったときは、２週間以内に、当該分離の登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は会社が負担する。

第５章　資本金の額の減少、株主の権利の変更及び募集株式の発行

第１節　資本金の額の減少

１　減少する資本金の額　2,536,540千円

２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

本章第３節に定める募集株式について金銭の払込みが履行されて、募集株式の効力が発生した日（以下「募集株式の効力発生日」という。）。

第２節　株主の権利の変更

１　自己株式取得

更生計画認可決定前の発行済株式総数27,640,000株の全部を、会社が無償で取得する。会社が株式を取得する日は、募集株式の効力発生日とする。

２　自己株式の消却

前項によって会社が取得した自己株式は、募集株式の効力発生日に全部消却する。

第３節　募集株式の発行

１　募集株式の発行

会社は、次のとおり、募集株式を引き受ける者の募集を行う。

会社法第199条２項に規定する募集事項は次のとおりとする。

⑴　募集株式の種類　普通株式

⑵　募集株式の数　1,000株

⑶　募集株式の払込金額　１株につき10,000円

⑷　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日

更生計画認可決定確定の日から３か月を経過する日までの間の日で管財人が定める日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日とすることができる。